

議案第3号 地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」の
申請について

別紙（案）のように生活交通確保維持改善計画を定め、地域公共交通確保維持改善事業補助金（フィーダー系統補助金）の申請を行う。

令和5年6月26日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会
会長 三保 恵一

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月 日

(名称) 二本松市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

二本松市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二本松市は、平成17年12月に二本松市、安達町、岩代町、東和町の1市3町が合併し誕生した。

平成20年10月に二本松市地域公共交通活性化協議会を設置して公共交通の見直しを進め、平成22年3月には、「市の拠点、地域の拠点を中心とした、市民の移動を支える“持続可能な交通体系”の確立」を目的として、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定した。

二本松市地域公共交通総合連携計画に基づき公共交通の再編を行い、

- ①地域の拠点間は、路線バスと鉄道が担い、
- ②地域内は、コミュニティバスとデマンド型乗合タクシーがきめ細かく運行することとして、見直しを進めてきた。

令和元年6月には、二本松市地域公共交通総合連携計画の基本方針を継続する形で、二本松市地域公共交通網形成計画を策定した。

現在、地域内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーは、通学や通勤、買い物、通院など地域住民の移動に利用され、特に、高齢者等のいわゆる交通弱者と呼ばれる方たちにとっては必要不可欠な移動手段となっており、今後とも市民の暮らしを支えるために安定的かつ継続的に運行していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「二本松市地域公共交通網形成計画」において、「拠点を核とした公共交通体系の実現」を目標として掲げており、目標値として市内の公共交通（路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、福祉巡回車両ようたすカー）の利用率9.3回/年・人（平成29年度から現状維持）と定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象システムの目標を設定する。

【参考】

平成29年度公共交通利用率（9.3回/年・人）

=年間輸送人員（514,281人）÷年度末住民基本台帳人口（55,484人）

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 岩代地域コミュニティバス 一般利用者 | 7,884人 | 7,804人 | 7,736人 |

《目標設定の積算根拠》

平成29年度年間輸送人員514,281人のうち岩代地域コミュニティバス一般利用者8,249人について、人口の減少を勘案し算出。

～推計人口について～

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和12年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 推計人口 | 55,183人 | 54,644人 | 54,105人 | 53,567人 | 53,029人 | 52,491人 | 52,031人 | 50,190人 |

※令和2年及び令和7年は二本松市人口ビジョン(令和3年3月策定)より。5年間の減少数を均等に振り分けることで令和4年から令和6年までを算出。令和8年も同様に令和7年と令和12年の数値を参考に算出した。

(2) 事業の効果

地域の公共交通であるコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーが安定的に運行することにより、通学や通勤、買い物、通院など地域内の住民の移動手段が確保されるとともに、いわゆる交通弱者の方の交通手段を確保することができ、市民生活の利便性向上、地域の活性化が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○「公共交通のPR」

公共交通の運行情報や利用方法、マップ等を記載した、公共交通の運行PRチラシ、ポスター等を作成し、積極的な情報発信を行う。また、利用ターゲットを絞る形で、通学用や高齢者用などの情報提供方法についても検討し実施する。(二本松市、事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

二本松市から運行事業者へ委託金を支払い、運行业者より運行収入及び国庫補助金を二本松市に納入してもらい清算している。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要
【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

| |
|--|
| <p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p> |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p> |
| <p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>(1) 事業の目標</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>(2) 事業の効果</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年度3回、平成21年度6回、平成22年度5回、平成23年度4回、平成24年度2回、平成25年度3回、平成26年度2回、平成27年度1回、平成28年度2回、平成29年度2回、平成30年度3回、令和元年度3回、令和2年度2回、令和3年度2回、令和4年度2回開催。

・平成20年10月に法定協議会を設置

・平成21年度第6回協議会（平成22年3月26日開催）において、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定。

・平成24年度第1回協議会（平成24年6月26日開催）において、平成25年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成25年度第1回協議会（平成25年6月21日開催）において、平成26年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成26年度第1回協議会（平成26年5月27日開催）において、平成27年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成27年度第1回協議会（平成27年6月26日開催）において、平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成28年度第1回協議会（平成28年6月27日開催）において、平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成29年度第1回協議会（平成29年6月27日開催）において、平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

・平成30年度第1回協議会（平成30年6月29日開催）において、平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

- ・平成30年度第3回協議会（平成31年3月22日開催）において、二本松市地域公共交通網形成計画の素案について合意を得た。
- ・令和元年度第1回協議会（令和元年6月28日開催）において、令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和元年度第2回協議会（令和元年8月8日書面開催）において、令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（案）を示し、了承を得た。
- ・令和2年度第1回協議会（令和2年7月27日開催）において、令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和3年度第1回協議会（令和3年6月25日開催）において、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和4年度第1回協議会（令和4年6月29日開催）において、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和5年度第1回協議会（令和5年6月26日開催）において、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を協議。

21. 利用者等の意見の反映状況

二本松市地域公共交通活性化協議会は、住民及び利用者代表として、二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ（老人会）、二本松商工会議所、あだたら商工会の代表者らで構成されており、これらの方から意見を聴取して本計画を作成した。

22. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|--|
| 関係都道府県 | 福島県県北地方振興局県民環境部 |
| 関係市区町村 | 二本松市総務部秘書政策課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 福島交通(株)二本松営業所、ジェイアールバス東北(株)福島支店、昭和タクシー(株)、丸や交通(有)、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、公益社団法人福島県バス協会、一般社団法人福島県タクシー協会、私鉄福島交通労働組合、交通労働福島県支部、二本松警察署、東北地方整備局福島河川国道事務所、二本松土木事務所 |
| 地方運輸局 | 東北運輸局福島運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ（老人会）、二本松商工会議所、あだたら商工会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福島県二本松市金色 403 番地 1

（所 属）二本松市 総務部 秘書政策課

（氏 名）熊谷 範之

（電 話）0243-23-1111（内線 513）

（e-mail）sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|----------------|--|------------|------------|------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|---|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の 別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 二本松市 | 昭和タクシー 株式会社 | (1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース | 和田 | 百目木 | 安達東 高校前 | 往20.9km 復20.9km | 366日 | 2202回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(上り) ※杉4 | 馬船 | 岩代中 学校前 | 安達東 高校前 | 往16.7km 復 km | 366日 | 915.0回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(下り) ※一丁内 | 安達東 高校前 | 岩代中 学校前 | 一丁内 | 往17.9km 復 km | 366日 | 183回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (4) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|----------------|--|------------|------------|------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|---|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の 別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 二本松市 | 昭和タクシー 株式会社 | (1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース | 和田 | 百目木 | 安達東 高校前 | 往20.9km 復20.9km | 365日 | 2201回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(上り) ※杉4 | 馬船 | 岩代中 学校前 | 安達東 高校前 | 往16.7km 復 km | 365日 | 912.5回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(下り) ※一丁内 | 安達東 高校前 | 岩代中 学校前 | 一丁内 | 往17.9km 復 km | 365日 | 182.5回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (4) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|----------------|--|------------|------------|------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|---|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の 別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 二本松市 | 昭和タクシー 株式会社 | (1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース | 和田 | 百目木 | 安達東 高校前 | 往20.9km 復20.9km | 365日 | 2192回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(上り) ※杉4 | 馬船 | 岩代中 学校前 | 安達東 高校前 | 往16.7km 復 km | 365日 | 912.5回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬経由杉沢(下り) ※一丁内 | 安達東 高校前 | 岩代中 学校前 | 一丁内 | 往17.9km 復 km | 365日 | 182.5回 | | 路線定期 | ②(1) | 補助対象地域間幹線 系統大平経由小浜線 「岩代支所バス停」ほ か6箇所のバス停と 接続 | ③ |
| | | (4) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|------|
| 市区町村名 | 二本松市 |
|-------|------|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 44,180 |
| 交通不便地域等 | 11,529 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|------------------------|
| 5,966 | 旧岩代町 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 |
| 5,563 | 旧東和町 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 算定式適用開始年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 二本松市地域公共交通網形成計画 | 令和元年6月13日 | 令和元年度 |
| | | |

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)